

明治四十一年閣令第二号

勲章褫奪令施行細則

第一条 勲章褫奪令第二条第一項第一号乃至第三号の場合ニ於テハ確定裁判ヲ為シタル官庁ノ長官若ハ検察官又ハ懲戒処分ヲ為シタル官庁若ハ行政庁ヨリ判決ノ膳本若ハ懲戒事由明細書ヲ添へ第一号書式ニ依リ賞勲局總裁ニ申牒スヘシ

前項判決ノ膳本ハ証拠説明ノ部分ヲ省略シタル判決ノ抄本ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一項ノ申牒ヲ為シタル後褫奪又ハ佩用禁止ニ関スル決定未済ノ者ニ対シ刑ノ言渡ノ効力ヲ失ハシムル特赦又ハ特旨ニ依ル懲戒ノ免除アリタルトキハ其ノ旨賞勲局總裁ニ申牒スヘシ

第二条 第二項第四号ノ場合ニ於テハ所轄長官又ハ地方長官ヨリ素行明細書ヲ添へ第一号書式ニ依リ賞勲局總裁ニ申牒スヘシ

第三条 勲章褫奪令第四条ニ掲タル事由生シタルトキハ當該官庁又ハ行政庁ハ第二号書式ニ依リ賞勲局總裁ニ申牒スヘシ但シ勾留後ノ保釈、責付及仮出獄ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
為シタル官庁若ハ行政庁ニ嘱託シテ之ヲ行フ

勲章褫奪令第一条第二項ノ处分ヲ為シタルトキハ第三号書式ニ依リ賞勲局總裁ニ申牒スヘシ

第四条 勲章褫奪令第二条第一項第二号及第三号ノ場合ニ於テ勲章褫奪ノ处分ニ及ハサルモノト決定シタルトキハ賞勲局總裁ハ當該官庁又ハ行政庁ヲシテ其ノ旨ヲ本人ニ通知セシムヘシ

第五条 本令ハ記章、褒章ノ没取及外國勲章、記章ノ佩用免許証ノ没取ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治十九年閣令第十九号ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前已ニ手続中ノモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (大正八年八月四日閣令第九号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二二年五月三日總理府令第一号)

この命令は、公布の日から、これを施行する。

第一号書式(大正閣令一・追加・大正閣令九・昭二級序令一・一部改正)

申牒書

一 裁判確定年月日

位 熱功 氏名

調査事項	勲章、年金、記章又ハ 褒章ノ種類
勲記、年金証書、記章証状、褒 章証状、外国勲章佩用免許証又 ハ外国記章佩用免許証又 ハ外国記章佩用免許証ノ番号	
授賜又ハ佩用免許ノ年月日	
授賜又ハ佩用免許当事ノ官職	
授賜又ハ佩用免許当事ノ所属庁	
又ハ部隊	
授賜又ハ佩用免許当事ノ氏名	
明治三十七八年戦没二閑スルモ ノハ發表官報年月日及貢数	

右勲章褒章令施行細則第一条第一項(第四項)ノ規定ニ依リ及申牒候也
年 月 日

賞勲局總裁

備考

勲章、年金、記章又ハ褒章ノ種類ノ項ニハ左ノ順序ニ依リ記載スヘシ

一 勲章

二 勲章年金

三 記章

四 褒章

五 外国勲章

六 外国記章

勲記、年金証書、記章証状、褒章証状、外国勲章佩用免許証又ハ外国記章佩用免許証ノ
番号ヲ記載シタルトキハ他ノ調査事項ヲ記載スルコトヲ要セス

第一号書式(大正閣令一・追加・大正閣令九・昭二級序令一・一部改正)

申牒書

本人ノ氏名

勾留、拘禁、釈放又ハ放免ノ日

一刑ノ執行猶予ノ言渡アリタルトキハ裁判確定ノ日及執行猶予ノ期間

一刑ノ執行猶予ヲ受け勲章ヲ襯奪セラレサル者執行猶予ノ言渡ヲ取消サルルコトナクシテ猶予ノ期間ヲ経過シタルトキハ其ノ旨

調査事項	年金ノ種類
年金証書ノ番号	年金額
年金賜与ノ年月日	年金額
賜与當時ノ官職	賜与當時ノ官職
賜与當時ノ所属庁又ハ部隊	賜与當時ノ所属庁又ハ部隊
明治三十七八年戰没二閑スルモ	明治三十七八年戰没二閑スルモ
ノハ發表官報年月日及貢數	ノハ發表官報年月日及貢數

右勲章襯奪令施行細則第二条ノ規定ニ依リ及申牒候也

官職氏名印

備考

年金証書ノ番号ヲ記載スルコト能ハサルトキハ勲記ノ番号ヲ記載スヘシ
年金証書ノ番号又ハ勲記ノ番号ヲ記載シタルトキハ他ノ調査事項ヲ記載スルコトヲ要セス

賞勲局總裁

第三号書式(大正閣令一・追加・大正閣令九・昭二三級序令一・一部改正)

申牒書

位 熱 功 氏 名

調査事項	勳章、年金、記章又ハ 褒章ノ種類
勳記、年金証書、記章証状、褒 章証状、外国勳章佩用免許証又 ハ外国記章佩用免許証ノ番号	
授賜又ハ佩用免許ノ年月日	
授賜又ハ佩用免許當時ノ官職	
授賜又ハ佩用免許當時ノ所属府 又ハ部隊	
授賜又ハ佩用免許當時ノ氏名	
明治三十七八年戦没二閑スルモ ノハ發表官報年月日及頁数	

右勳章襯奪令施行細則第三条第二項ノ規定ニ依リ及申牒候也

官 職 氏 名 印

備考
賞勳局總裁

勳章、年金、記章又ハ褒章ノ種類ノ項ニハ左ノ順序ニ依リ記載スヘシ

- | | |
|--------|---------|
| 一 勳章 | 二 褒章 年金 |
| 三 記章 | 四 褒章 |
| 五 外國勳章 | 六 外國記章 |
- 勳記、年金証書、記章証状、褒章証状、外國勳章佩用免許証又ハ外國記章佩用免許証ノ番号ヲ記載シタルトキハ他ノ調査事項ヲ記載スルコトヲ要セス